

## 『健康食品』の安全性確保に関する検討会ヒアリング意見書

団体の名称：NPO 全日本健康自然食品協会

代表者の氏名：理事長 杵谷 正樹

団体の概要：別紙 3・4

### 『健康食品』の安全性の確保に関する意見内容：

全体意見：「健康補助食品規格基準（JHFA）」制度の再認識と充実を

NPO 全日本健康自然食品協会は自然食品、健康食品を卸売り・小売販売する業者を中心としており、(財)日健栄協が昭和 61 年より制定されている「健康補助食品規格基準（JHFA）」に基づく健康食品群は、本会会員が安心かつ安全な商品を消費者へ提供していく上で、大きな保障となるものであります。

この規格基準は、制定以前の健康食品に対する不信感を一掃すべく、昭和 61 年より厚生省生活衛生局新開発食品保健対策室の指導により日本健康食品協会が作成し、現在までに 59 基準が制定されております。

「健康補助食品規格基準（JHFA）」の概要は、適用範囲、定義、製品規格(外観・性状、規格成分含有量、一般生菌数、大腸菌群、ヒ素、重金属、残留農薬)、原材料規格、試験方法が厳しく規定されており、世界に先駆けた健康食品の安全性・品質基準として現在に至っております。当協会では、このように規定認証された製品を販売しております。

ところが、残念なことに、厚生労働省をはじめ関係行政機関特に、都庁、国民生活センター、さらにマスコミにおいても JHFA の制度の存在を悪戯に無視したり、存在を否定するような動きが見られます。今回の「健康食品」安全性確保に関する検討会においては、本規格基準（JHFA）制度の再認識と充実を念頭において、検討することが必要と考えます。

今回厚生労働省により『健康食品』の安全性確保に関する検討会」第 1 回が開催され、検討に入ったところでありますが、本会の方向性に対し若干の意見を申し上げます。

#### 1. 「健康食品」の定義の明確化と範囲について

健康食品の法的な定義は明示されておきませんが、今般平成 19 年 7 月 11 日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部『健康食品』の安全性確保に関する検討会」におけるヒアリングの希望団体及び意見の公募について」が発出され、告知文中の「健康食品」という表示に、「(注 1)『健康食品』とは、広く健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるものを指し、保健機能食品を含むものであるが、保健機能食品のうち特定保健用食品においては国の個別の安全性審査を経て許可されているものであることから、当検討会においては、専ら『健康食品』のうち特定保健用食品を除いたものの安全性について議論の対象とするものとする。」とあり、従来「いわゆる健康食品」といった表現が流布するなかで、大いなる誤解を呼んできた「健康食品」という言葉に、一定の枠、すなわち健康食品の〔定義〕が見えてきたようです。

しかしながら「専ら『健康食品』」との表示は、専らの範囲が明確でないので、今後混乱が予想されます。

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課 H19.7.18「医薬品成分（シルデナフィル及び類似成分）

が検出されたいわゆる健康食品について) では 167 種の製品が摘発されておりますが、これらは明らかに「無許可無承認医薬品」であって、食品ではありません。健康被害が予想されるとの観点から、薬事法違反として扱うことは妥当と思われるが、いわゆる健康食品としてこれらを「健康食品」の仲間に入れてしまう行政に問題があります。

JHFA マーク取得製品にはこれまでに健康被害が発生した例はこれまで皆無と聞き及んでいます。

## 2. 健康食品 GMP について

健康食品の安全性確保の問題は国内・国外を問わず、食品衛生法で規定するだけでは問題解決に至らないとして、食品 GMP が取りざたされているところであるが、医薬品 GMP が薬事法で規定されているように、食品製造規範となるべき食品衛生法で、法的に強制力のある制度構築は、現状避けられない。そのために、(財)日健栄協続いて、日本健康食品規格協会が GMP 認証機関として存在しているが、いずれも厚生労働省指導によるものであるが、法的根拠に乏しく、健康食品を製造・輸入する事業者への周知は不十分であり、今回の検討会の検討主軸になるものとして、関心がもたれる。

## 3. 健康被害情報の収集などについて

安全性確保のうえで重要な要素として、考慮すべきは、特に健康被害に関する情報の取り扱いであります。健康被害のような緊急的な問題が発生したときの対応をいかにすべきか。リスクマネジメントの手法により、行政、業界団体、医療分野など関係部門が夫々、事実関係の把握、情報の集約と一元化、初期対応と発生主体のたとえば会社の体制の構築、二次対策として今後想定される問題とその対策案の策定など、PL法との関連も必要となります。とくに健康食品の原材料のトレーサビリティなど危害発生原因追求上、関連する事項のガイドラインを構築することも必要となると思われ、本検討会での実りある成果を期待します。

NPO 全健協の概略：HPより

**全健協は、健康な食生活を通して、健康で豊かな生活の実現を目指しています。**

そのために

- (1)気候・風土に根ざした、安全な食材の生産環境を守ります。
- (2)健康づくりに有用な自然な食材とは何かを広く深く研究し、情報を提供します。
- (3)自然との共生の重要性についての普及活動を行います。

この実現のために

- 健康・医療・福祉の増進を図ります。
- 環境の保全を図ります。
- 団体の運営・活動の連絡・助言・援助を行います。

さらに

#### **NPO 活動**

- (1)情報提供と啓蒙・普及
- (2)講演会等の開催
- (3)人材の育成
- (4)調査、研究

#### **収益事業**

- (1)物品販売、斡旋
- (2)書籍販売、斡旋
- (3)展示会のブース貸し

※収益事業により上がった収益は、NPO 活動に充てられます。

当協会の趣旨と目的にご参加いただく方(法人・個人)を募集いたします。  
特定非営利活動法人(NPO)の考えをご理解いただき、協会を通して会員の皆さまと、まいりたいと思います。

## **組織概要**

団体名称 特定非営利活動法人 全日本健康自然食品協会(略称 NPO 全健協)

認証年月日 2002年2月25日

〒113-0033 東京都文京区本郷 3-31-3 本郷スズヨシビル 3F

本部所在地 TEL:03-3814-6052 FAX:03-3814-5694

URL <http://www.zenkenkyo.com/>

中日本ブロック 〒424-0114 静岡県静岡市清水区庵原町 471 番地富士食品株式会社

西日本ブロック 〒540-0021 大阪府大阪市中央区大手通 2-2-7 ムソー株式会社内  
南日本ブロック 〒814-0032 福岡市早良区小田部 5-14-6 九州自然食品協同組合内

## 沿 革

NPO全健協の設立まで

### 昭和 55 年 4 月

全国健康食品協会・日本自然食品販売協会・日本健康自然食品製造事業協会の 3 つの団体が一緒になり全日本健康自然食品協会を作りました。

自然食品・健康食品など食品ばかりではなく、自然化粧品・健康器具・絹の下着オーガニックコットンなどの衣類などのメーカー・卸・小売が一緒になり情報を得、又広く情報発信をする任意団体として、22 年活動を続けてきました。

当初は四六通達(薬務局長通達)に対する要望書の提出など、業界としての地位の確立を始め、アメリカのNNFA大会への参加・台湾の団体との交流など国内ばかりでなく海外にも目を向け、他団体と研究財団を設立し、広範囲に渡り活動致しており、「ぎょうかい」(後、「会報全健協」となり現在の機関誌「会報NPO全健協」へ)新聞「けんこう」(現在のコミュニケーション紙「けんこう」へ変更)テキストなど印刷物も多く作成致しました。

その後時代に合わせ、自主基準マークの作成(基本的考え方は現在のNPO全健協認証制度に継承)PL保険、通信教育制度「食養士養成講座」「管理食養士養成講座」(現在も継続)の確立、展示会「ナチュラルEXPO」(1999 年 10 月に第 1 回目開催)など巾広く活動して参りました。

その全日本健康自然食品協会メンバーが発起人となり特定非営利活動法人全日本健康自然食品協会を作りました。平成 14 年(2002 年)3 月 7 日NPO法人として新たに出発致しました。これを機に、従来の仲間に加えて広く一般の方(生活者)にも参加していただき「見直そう 家族の健康・地球の健康」を合言葉に、大きな市民運動を展開し社会的認知を得たいと考えております